

第二種金融商品取引業者に対する 検査の現状について

平成30年2月22日

関東財務局

証券取引等副監視官 野部 秀幸

目次

I 検査の実施状況等

1. 検査権限等
2. 証券モニタリングの目的
3. 平成29年度 証券モニタリング基本方針
4. 検査実施状況

II 最近の主な指摘事項等

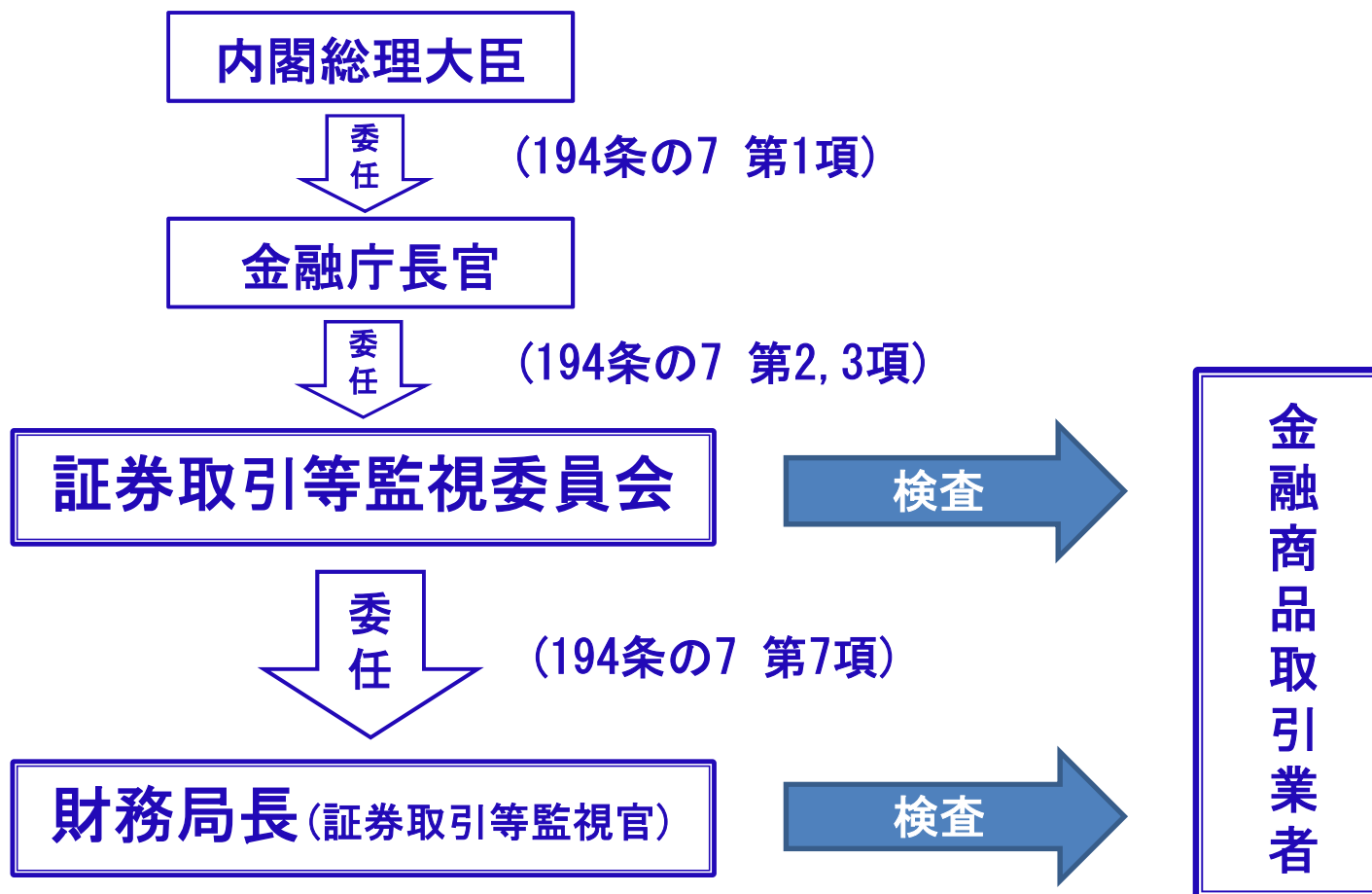
- 行政処分勧告

III 最後に

I 検査の実施状況等

1. 検査権限等

➤ 金融商品取引業者に対する検査権限 (56条の2)



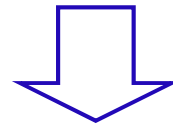
1. 検査権限等

➤ 財務局における検査

財務局の検査は、証券監視委が中期活動方針で掲げる「使命」「目指す市場の姿」「価値観」を踏まえ、

- ✓ 証券モニタリング基本指針
- ✓ 証券モニタリング基本方針
- ✓ 金融商品取引業者等検査マニュアル 等

を遵守して所管の金融商品取引業者等に対して検査を実施



財務局と証券監視委が一体的な証券モニタリングを実施

1. 検査権限等

金融商品取引業者の所管別件数

平成29年11月30日現在

所管	第一種 金商業者	投資 運用業者	第二種 金商業者	投資助言 ・代理業者
金融庁	78	220	212	176
北海道	2	0	19	6
東北	4	0	14	5
関東	139	131	689	694
東海	15	1	45	23
北陸	10	0	2	3
近畿	24	6	123	46
中国	6	0	16	7
四国	7	0	4	4
福岡	3	3	37	17
九州	2	0	2	4
沖縄	2	0	3	1
計	292	361	1,166	986

2. 証券モニタリングの目的

➤証券監視委の使命 ～中期活動方針～

1. 市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護
2. 資本市場の健全な発展への貢献
3. 国民経済の持続的な成長への貢献

➤証券監視委が目指す公正・透明な市場の姿

～全ての市場利用者がルールを守り、誰からも信頼される市場～

＜主な構成要素＞

1. 上場企業等による適正なディスクロージャー
2. 市場仲介者による投資家のための公正・中立な行動
3. 全ての市場利用者による自己規律
4. プロフェッショナルな監視メカニズム

2. 証券モニタリングの目的 ～証券モニタリングに関する基本指針

- ✓ 証券モニタリングは、オン・オフ一体のモニタリングを通じて、金融商品取引業者等の業務又は財産の状況等を検証することにより、経営管理及び業務運営の状況等を的確に把握し、問題点があることを把握した場合には、必要に応じて、証券監視委が内閣総理大臣（金融庁長官）に対して、適切な措置若しくは施策を求め、又は監督部局に対して、必要な情報を提供する等の措置を講ずることを目的とする。
- ✓ 金融商品取引業者等が、自己規律に立脚し、法令や市場ルールに則した業務運営を行なうとともに、ゲートキーパーとしての機能を発揮するなど、市場における仲介者としての役割を適切に果たすよう促すことにより、投資者が安心して投資を行える環境を保つ。

3. 平成29年度 証券モニタリング基本方針

証券モニタリングの基本的な進め方

- ✓ 全ての金商業者等を対象に、経済動向や業界動向等の環境分析やビジネスモデルの分析等のオフサイトによるリスクアセスメントを踏まえたリスク・ベースでオンサイト先を選定
- ✓ オンサイト・モニタリングにおいては、問題の全体像の検証・把握、再発防止策の策定につながるよう根本原因を究明
- ✓ 問題が顕在化していないものの、業務運営態勢等について改善が必要であると認められた場合には、証券監視委の問題意識をモニタリング先と共有し、実効性のある内部管理態勢の構築等を促す

昨事務年度の取組み

- ✓ ビジネスモデルの分析のみならず、それを支えるガバナンスの有効性やリスク管理の適切性に着目して検証
- ✓ 対象業者数が多数に及ぶ業態については、取扱商品のリスク分析や外部情報の分析により高リスク業者を抽出



今事務年度の取組方針

- ✓ 昨事務年度のモニタリングで得た知見を基礎とし、各社のビジネスモデルの変化に、より注視したオフサイト・モニタリングを実施
- ✓ 以下のような状況が把握される場合には、機動的にオンサイト・モニタリングを実施
 - 個別の法令違反事項や業務運営上の内部管理態勢の問題点について、早期に深度ある検証が必要な状況
 - リスクの所在が不明確な商品を取り扱い、その勧誘実態等の検証が必要な状況
 - 分別管理が適切に行われていないなど、投資者保護上、重大な問題が懸念される状況

3. 平成29年度 証券モニタリング基本方針

➤ 規模・業態別の主な検証事項

- ✓ 第二種金融商品取引業者については、引き続き取り扱うファンドの出資対象事業の実態や出資金の運用・管理状況について適切に確認を行っているか、顧客に誤解を生じさせる広告を行っていないか等について検証を行う。

4. 検査実施状況

➤ オンサイト・モニタリングの状況

(「平成29年度 証券モニタリング概要・事例集」より)

- ✓ 平成28年度は、オフサイト・モニタリングによるリスクアセスメントを踏まえ、オンサイト・モニタリング先を選定。
- ✓ オンサイト・モニタリングにおいては、金商業者が取扱う商品の内容や取引スキームについて業務運営の適切性等の検証を進め、問題が認められた場合には、その問題の根本原因の究明を行い、実効性のある再発防止策につなげる取組みを行った。
- ✓ 平成28年度(※)のオンサイト・モニタリングの実施件数は、着手ベースで65業者、終了ベースで111業者。

(※証券検査事務年度の変更に伴い、平成28年4月～同29年6月の期間で集計。以下同。)

4. 検査実施状況

➤ 検査実施件数（第二種金融商品取引業者）

	24年4月～ 25年3月	25年4月～ 26年3月	26年4月～ 27年3月	27年4月～ 28年3月	28年4月～ 29年3月	検査対象先数 (29年11月末) (※)
検査着手件数	20	108	72	32	9	1,166
検査終了件数	18	81	94	33	13	

※ 検査実施件数は主たる業務を二種業とする業者数、検査対象先数は二種業の登録がある全ての業者数。

➤ 法令違反行為別の指摘件数（第二種金融商品取引業者）

人的構成を 有しない状況	顧客に対する 虚偽告知	金商業に関する 不正行為等	報告徴取命令 の虚偽報告等	業務の運営等に 問題のある行為	虚偽の事業報告 書の提出等
8	8	8	7	5	4
顧客資産の分別 保管の未実施	無登録募集等	無登録業者に対 する名義貸し	契約締結前交付 書面の記載不備	契約締結時交付 書面の記載不備	出資金の流用を知 りながらの募集等
3	2	2	2	2	2
検査忌避	事実に相違 する広告等	顧客に対する 虚偽表示	重要な事項に 関する誤解表示	顧客に必要な情報 の不適切な通知	不正の手段 による登録
2	1	1	1	1	1

※ 法令違反の件数は、平成25年4月から平成29年6月までに勧告を行った業者等の数。

4. 検査実施状況

- 平成28年度は、**111**社の金融商品取引業者等の検査を実施
- 検査の結果、重大な法令違反等が認められた**39**社について、行政処分等を求める勧告を実施(※)
 - ⇒ **うち、9社が第二種金融商品取引業者**

※ 証券取引等監視委員会は、検査の結果、重大な法令違反等が認められた場合、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分等を求める勧告を行ない、ホームページでの公表を行っている

Ⅱ 最近の主な指摘事項等

○行政処分勧告

平成28年度(同28年4月～同29年6月)行政処分勧告状況

(※第二種金融商品取引業を主たる業務とする業者)

	業者名	担当	勧告日	勧告の原因となった法令違反行為等	処分内容
1	スプレマシー アセットパー トナーズ(株)	委員会	H28. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出資金の流用を知らず匿名組合契約に基づく権利の私募の取扱いを行っている状況 ・ 事業の実態について事実と異なる内容を告げて匿名組合契約に基づく権利の私募の取扱いを行っている状況 ・ 無登録で社債の募集の取扱いを行っている状況 	H28. 4. 8 登録取消し 業務改善命令
2	トップゲイン (株)	関東	H28. 5. 17	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適格機関投資家出資の外観を偽装し、違法行為に積極的に加担した状況 ・ 金融商品取引業を適確に遂行するに足り人的構成が確保されていない状況 	H28. 5. 24 登録取消し 業務改善命令

○行政処分勧告

平成28年度(同28年4月～同29年6月)行政処分勧告状況

(※第二種金融商品取引業を主たる業務とする業者)

	業者名	担当	勧告日	勧告の原因となった法令違反行為等	処分内容
3	サン・キャピタル・マネジメント(株)	近畿	H28. 5. 24	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の実態について事実と異なる内容を表示し匿名組合契約に基づく権利の私募の取扱いを行っている状況 	H28. 5. 31 業務改善命令
4	ドラグーンキャピタル(株)	関東	H28. 5. 31	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融商品取引業者として業務運営に問題がある状況 ⇒適格機関投資家等特例業務届出者である合同会社において当社が業務執行社員として行う業務に関し、 <ol style="list-style-type: none"> (1) ファンド出資金を費消している状況 (2) 適格機関投資家への取得勧誘が行われていない状況 (3) 適格機関投資家出資の外観を仮装する行為に積極的に加担した状況 (4) 顧客に対し虚偽の運用報告書を交付する行為が認められたほか、 (5) 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない状況が認められた。 	H28. 6. 7 登録取消し 業務改善命令

○行政処分勧告

平成28年度(同28年4月～同29年6月)行政処分勧告状況

(※第二種金融商品取引業を主たる業務とする業者)

	業者名	担当	勧告日	勧告の原因となった法令違反行為等	処分内容
5	グランド・ウィン・パートナーズ(株)	近畿	H28. 9. 2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出資金の流用を知らず匿名組合契約に基づく権利の私募の取扱いを行っている状況 ・ 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 ・ 報告徴取命令に対する虚偽報告 ・ 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない状況 	H28. 9. 9 登録取消し 業務改善命令
6	(株)みんなのクレジット	委員会	H29. 3. 24	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融商品取引契約の締結又は勧誘において重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為 ・ 当社の業務運営について投資者保護上問題が認められる状況 <p>⇒以下の状況を認識しながら募集を継続している。</p> <p>(1) ファンドの償還資金に他のファンド出資金が充当されている状況、(2) 当社のキャンペーンにファンド出資金が充当されている状況、(3) 代表取締役がファンド出資金を自身の借入れ返済等に使用している状況、(4) グループ会社の増資にファンド出資金が充当されている状況、(5) ファンドからの借入れを返済することが困難な財務の状況</p>	H29. 3. 30 業務停止1月 業務改善命令

○行政処分勧告

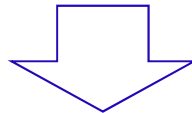
平成28年度(同28年4月～同29年6月)行政処分勧告状況

(※第二種金融商品取引業を主たる業務とする業者)

	業者名	担当	勧告日	勧告の原因となった法令違反行為等	処分内容
7	アセットプランニング(株)	関東	H29. 5. 12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告徴取命令に対する虚偽報告 ・ 検査忌避 ・ 報告徴取命令に対する報告書の不提出 ・ 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない状況 	H29. 5. 31 登録取消し 業務改善命令
8	日本クラウド証券(株)	委員会	H29. 6. 2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 著しく事実に相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示のある広告をする行為 	H29. 6. 9 業務改善命令
9	(株)FIPパートナーズ	関東	H29. 6. 6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出資金の回収可能性等を的確に把握する態勢を構築しないまま、ファンドの出資持分の取得勧誘を継続している状況 	H29. 6. 13 業務改善命令

Ⅲ 最後に

- 検査の役割は、金融商品取引業者等が、市場における仲介者としての役割を適切に果たすよう促すことにより、投資者が安心して投資を行える環境を保つこと
- 投資者の保護という側面だけではなく、金融商品取引業者等の信用力の向上、ひいては業界全体の健全な発展を期待
- 一方、約7千社の検査対象会社を全て検査するには相当の時間を要する



したがって

金融商品取引業者等の皆様には、市場仲介者としての役割を適切に発揮していただくため、日頃から、自社の業務や内部管理態勢全般について継続的な点検を実施していただきたい

【参考】

証券取引等監視委員会HP

「証券取引等監視委員会 中期活動方針（第9期）」

「証券モニタリング概要・事例集」

「金融商品取引業者等に対する検査結果に基づく勧告について」等

ご清聴ありがとうございました

金融商品取引に関する情報提供は

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

tel:0570-00-3581 (証券取引等監視委員会)

